

令和7年（行ウ）第20号、第32号

地位確認請求事件

原告 株式会社長澤薬品 外2名

被告 国

陳述書 2

令和7年10月20日

東京地方裁判所 民事第38部B1係 御中

原告株式会社長澤薬品

代表取締役 長澤 育弘



私が、東京都豊島区池袋にて運営していた零売薬局「池袋セルフメディケーション」（以下、「当薬局」といいます。）への池袋保健所による関与に関する被告の主張に対して、私の認識をお伝えします。

1 行政の関与回数に関する統計的な異常性について

被告は、当薬局への関与が「開局していた3年間で10回」（正確には2年半の間10回で3ヶ月に1回のペース）という形式的な記録を提示し、しかも、これが10回もの関与が必要な危険な薬局であった証拠であるかのように示唆しております。しかし、この被告の主張は、明らかに現実の立ち入りの実態と乖離するものです。

準備書面でも主張した通り、厚生労働省の公表統計によれば、全国に6万軒以上ある保険薬局のうち、1年に1回でも、診療報酬の請求内容の適否を確認する目的の目的個別指導を受けた薬局は、年間でわずか2.7パーセントという極めて低い割合であり、極めて限定的な対象にのみ実施されるものです。これに対し、当薬局への関与は、平成28年8月から平成3

1年2月までのわずか2年半という期間で「10回」という記録が残されています。

一般的な調剤薬局における保健所の関与は、法令に基づき6年に一度の薬局更新時に限られるのが通例です。この通例に照らせば、当薬局が2年半という極めて短期間に10回も保健所の関与を受けること自体が、統計的に見て完全に異常な数値であり、通常の薬局ではありえない事態です。これは、当薬局が、行政指導の対象として全国平均の数十倍の頻度で選ばれていたこととなります。

この異常性は、以下の実際の立入検査の態様と相まって、純粋な指導を目的としたものではなく、零売という事業形態に対する行政の偏見に基づき、指導という名目で不当な圧力をかけ、自主廃業に追い込むことを意図したものであると感じています。少なくともこのような執拗かつ頻繁な立入検査をされれば、顧客からも疑問を持たれ、また、店主自ら精神的に追い込まれ、通常であれば自ずと廃業に追い込まれるはずです。

なお、平成28年12月の立入検査では、保健所の担当者は、「正直迷惑しています」「こんなことを行なって良いと思っているのですか？」というような言葉を発して、零売を行っている私を脅してきました。私は、なぜ法律上許されている制度なのにここまで制限されないといけないのか疑問に思いつつ、通知に違反し、零売を続けていくことをとてもしるくのあることだと思うようになっていきました。

また、私は、当薬局を廃業に追い込まれたのち、令和2年から現在まで、池袋保健所と同じ23区管内で、保険調剤薬局を7つ立ち上げて現在4つ運営しております。しかし、この保険調剤薬局を立ち上げてから6年の間、保健所の立入検査は、免許の更新を除き一度もありません。保健所は池袋で零売薬局の責任者である私の名前を把握していた監視員の方もいました、薬の管理などは、当薬局と全く同じであり、違いは零売薬局であるかどうかの1点だけです。このことは、まさしく、当薬局が零売薬局であることを理由に立入検査を行ったことを端的に示すものです。

2 行政の執拗な関与と、薬局側が被った不当な労力について

次に、被告が「10回」と主張する関与回数は、実態よりも大幅に過少なものです。実際の関与は、記録された10回という立ち入りや指導の前後で、書類や資料の提出要請、提出前の事前調査、担当職員による頻繁な人の行き来が何度も発生しており、その回数全て合わせると20階以上ほどでありました。

当然ながら、これらの書類や資料の作成、事前調査への対応は、全て私一人で行っておりました。度重なる行政の要求に対応するために費やした私の労力は、薬局の通常業務を圧迫するに十分な、相当な精神的・身体的な負担を伴うものであり、これは指導という名の営業妨害に他なりません。

また、指導内容も指導記録の記載漏れなど極めて軽微な違反が主であり、これに対し2年半で20回以上という執拗な介入を続けることは、明らかに行き過ぎた行政指導です。

3 薬局の「危険性」と行政処分に至らなかった矛盾について

次に、被告が「10回もの関与が必要な危険な薬局だった」と主張するのであれば、なぜ行政処分にしなかったのでしょうか。

行政には、国民の衛生上重大な問題がある薬局に対し、業務停止や指定取消といった行政処分を行う権限があります。

当薬局への指導内容は軽微な違反に留まり、零売行為を理由とする行政処分は一度も受けておりません。もし当薬局が、被告が主張するように「10回もの関与が必要な危険な薬局」であったのなら、行政は国民の安全のため、速やかに最終的な行政処分を行うべきでした。それをせず、行政処分という最終手段を取ることなく、異常な回数の介入という調査・指導という名の嫌がらせを続けたことこそが、当薬局に処分に値する問題はなかったこと、および行政側が不当な圧力を行使していたことの何よりの証明です。

国は、当薬局に2年半で20回以上も介入しながら、なぜ一度も行政処分としなかったのか、その理由を明確に示す必要があります。

4 調査人数に関する記録の虚偽について

被告は調査人数を「最大2名」と主張していますが、これは明白な事実と反する虚偽の主張です。

平成28年12月16日の調査においては、少なくとも男性2名、女性3

名の計5名の職員が当薬局に来局し、1時間ほどで、数百品目に及ぶ医薬品の全数調査を行っています。

もし、2名で来局したのであれば、数百品目に及ぶ医薬品の全数調査できるわけがありません。このことははっきり覚えており、池袋保健所には必ず資料があるはずです。一方で私たちが本件の訴訟に先立ち資料を収集すべく池袋区役所に情報公開請求をした際は、すべて黒塗りの紙しか開示されませんでした。そもそも立入検査の一方当事者である我々が情報公開請求をしても何らの資料も開示されないにもかかわらず、被告が開示請求するだけで詳細な資料を開示し、被告は自由に有利な証拠だけを提出できること自体極めて不公平です。どうか、実際の立入検査を行った、個別の人物の名前と役職を全て具体的に開示いただくとともに、どんな調査を行なったのかなどをこの裁判で明らかにしてもらいたいです。

5 このように、当薬局への「2年半で10回」という介入は、統計的に見て完全に異常な数値であり、通常の行政指導を逸脱した不当な行為です。被告が当薬局を「危険な薬局」と見なして10回も関与したにも関わらず、一度も行政処分に至らなかった事実、私の保険調剤薬局には何らの立入検査もない事実こそが、行政の介入が零売を辞めさせるための不当なプレッシャーであったことの決定的な証拠です。

この被告の記録は、調査を装った嫌がらせをしていた紛れもない証拠であると、改めて伝えたいです。

以上